回　数　通　行　券　約　款

（趣　旨）

第1条　大阪府道路公社（以下「公社」という。）の管理する鳥飼仁和寺大橋有料道路及び箕面有料道路（以下「有料道路」という。）の回数通行券の発売、払戻し及び使用に関する契約は、この約款によります。

（発　売）

第 2 条　回数通行券は､大阪府道路公社有料道路料金徴収規程別表 4 に定めるとおり発売します。

（効　力）

第 3 条　回数通行券は、1 券片をもって券面表示の車種に属する車両 1 台の通行 1 回に限り、券面表示事項に従って使用することができます。

（通用期間）

第4条　回数通行券の通用期間は、公社が通用開始日を特に指定しない限り、発売日から通行料金（以下「料金」という。）の徴収期間満了の日までとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、公社が特に有効期限を指定しない限り、当該事由の発生した日の前日までとします。

(1)　回数通行券が廃止されたとき

(2)　法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき

(3)　料金の額に変更があったとき（消費税率の改定による変更を除く。）

２　前項第 3 号に該当する場合において、公社が特に必要と認めたときは、その変更の日から起算して 2 か月間、差額を支払って使用することができることとします。

（無　効）

第5条　回数通行券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とし回収します。

(1)　不正の手段により取得したもの

(2)　券面表示事項が不明となった回数通行券を使用したとき

(3)　券面表示事項を塗抹又は改変して使用したとき

(4)　その他不正通行の手段として使用したとき

（通行の禁止）

第6条　公社が業務上必要があると認めたときは、回数通行券による通行を禁止することがあります。

（払戻し）

第7条　発売した回数通行券は、原則として払戻しをしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、払戻しをします。

(1)　回数通行券が廃止されたとき

(2)　法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき

(3)　料金の額の変更があったため変更後の料金による回数通行券に切り換えるとき

(4)　料金徴収期間満了により回数通行券が不要になったとき

(5)　ETC（有料道路自動料金収受システム）の設置に伴い、利用者の回数通行券が不要になったとき

(6)　その他公社が回数通行券の払戻しの必要があると認めたとき

（周知方法）
第8条　前２条の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金所に必要事項を掲示します。ただし、公社が特に必要があると認めるときは、大阪府公報に必要事項を掲載することがあります。
（払戻期間）
第９条　回数通行券の払戻期間は、公社が指定した期間とします。
（払戻場所）
第10条　回数通行券の払戻場所は､公社本社、鳥飼仁和寺大橋有料道路管理事務所及び箕面有料道路管理事務所とします。
（払戻額）
第11条　回数通行券の払戻額は、次のとおりとします。

$$\text{払戻額} = \frac{\text{回数通行券の発売価格}}{\text{回数通行券の発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

なお、１円未満は切り上げとなります。

２　第７条第５号及び第６号により払戻しをする場合、１回につき300円を手数料として徴収します。
　ただし、大阪府が社会実験を実施する場合等、公社理事長が特に必要と認めたときには、手数料を無料とすることとします。
（払戻申出書等）
第12条　回数通行券の払戻しを受ける方は､公社所定の申出書等を公社に提出していただきます。
（再発行）
第13条　回数通行券は、再発行しません。

附　則
この約款は、昭和62年２月28日から実施します。
附　則
この約款は、平成７年４月１日から実施します。
附　則
この約款は、平成９年４月23日から実施します。
附　則
この約款は、平成16年３月28日から実施します。
附　則
この約款は、平成18年１月24日から実施します。
附　則
この約款は、平成19年５月16日から実施します。
附　則
１　この約款は、平成21年４月16日から実施します。
２　第11条第２項に規定する手数料のうち、第７条第５号により払い戻しする場合については、平成22年３月31日まで無料とします。

附　則
この約款は、平成21年７月20日から実施します。

附　則

1　この約款は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

2　第 9 条に規定する堺泉北有料道路、南阪奈有料道路の回数通行券の払い戻し期間について、第 7 条第 1 号による払い戻しの期間は、平成 30 年 4 月 1 日から 12 ヶ月とします。

附　則

この約款は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附　則

この約款は、令和 2 年 3 月 24 日から実施します。

附　則

1　この約款は、令和 4 年 1 月 20 日から実施します。

2　鳥飼仁和寺大橋有料道路の回数通行券について、第 7 条第 1 号を理由とする払い戻しの期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 27 日までとし、同期間における払い戻しの手数料は、無料とします。

附　則

この約款は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附　則

この約款は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。

附　則

この約款は、令和 6 年 2 月 16 日から実施します。